

和光市しらこ保育園 重要事項説明書

1 運営主体

名 称	和 光 市
所 在 地	和光市広沢1-5
電 話 番 号	048-464-1111
代表者氏名	和光市長 松 本 武 洋

2 施設の概要

施 設 の 名 称	和光市しらこ保育園
施 設 の 所 在 地	和光市白子三丁目29番10号
連 絡 先	電話番号 048-464-7400 FAX 048-464-0160
管 理 者	伊藤 みどり
対 象 児 童	子ども・子育て支援法及び和光市保育の必要性の認定に関する条例の規定により保育の必要性の認定を受けた、小学校就学前（満6歳未満）の児童
利 用 定 員	90人
開 設 年 月 日	昭和48年6月1日

3 事業所の運営方針

しらこ保育園（以下「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は保育の提供に当たっては入園する乳児及び幼児（以下「園児」といいます。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 当園は法令等を遵守し、事業を実施するものとします。

4 利用定員

利用定員 (90人)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	6人	8人	15人	20人	20人	21人

5 建物の規模等

敷地	敷地全体の面積	1,004 m ²		
	上記のうち 園庭の面積	343.11 m ²		
園舎	構造	RC 3階建		
	延床面積	1410.32 m ²		
保育室等の 面積	区分	部屋数	面積	備考
	乳児室	1室	46.12 m ²	
	保育室・遊戯室	6室	343.6 m ²	
	調理室	1室	43.07 m ²	

6 職員の設置状況

(令和2年8月1日現在)

職種	員数	員数の内訳		備考
		常勤	非常勤	
施設長(園長)	1	1		
副園長				
保育従事者	24	13	11	
保育補助者	4		4	
看護師	2		2	
事務員	1		1	
調理員	7	3	4	

※ 当園では「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)」に定める基準に基づき、保育の提供に必要な職種について、厚生労働省令に定めのある最低基準を上回る職員を配置しています。

※ 常勤・非常勤の内訳は職員の異動等に伴い変動する場合があります。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
施設長	伊藤 みどり
保育従事者	勤務時間帯(7:00~20:00) (ローテーションによる時差勤務あり)
看護師	勤務時間帯(8:30~17:00)
事務員	勤務時間帯(8:30~17:15)

※ 各保育従事者の勤務日及び勤務時間帯は、勤務ローテーションにより異なります。

※ 業務の都合上、勤務時間が上記と異なる時間帯になることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は月曜日から土曜日までです。

8 休園日（保育を提供しない日）

日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

9 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、認定区分に応じて次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定

(ア) 7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間及び曜日

(イ) (ア)以外の曜日、保育時間又は開所時を超えて提供する保育は「時間外保育」とします。

(2) 保育短時間認定

(ア) 8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間及び曜日

(イ) (ア)以外の曜日、保育時間又は開所時を超えて提供する保育は「時間外保育」とします。

10 提供する保育等の内容

当園は国が定める「保育所保育指針」を踏まえ、次の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 保育標準時間及び保育短時間の保育
- (2) 時間外保育
- (3) 障がい児保育
- (4) 食事の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	夕食
離乳食		10時30分頃	14時30分頃	
0歳児	9時15分頃	11時00分頃	15時20分頃	18時30分頃
1.2歳児	9時15分頃	11時15分頃	15時20分頃	18時30分頃
幼児組		11時30分～ 12時00分頃	15時20分頃	18時30分頃

※ 毎月の献立表は、別途お知らせします。

※ 食物アレルギーや、体質に合わない食材があるときは事前に保育園に報告してください。

1 1 利用者負担額（保育料等）

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（以下「保育料」といいます。）

当園において保育の提供を受けたときは、「和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例」に定める保育料をお支払いいただきます。

なお、月の途中から保育を利用することになったとき及び利用しなくなったときは、その月の保育料を市条例の規定により計算した額を和光市に支払うものとします。（この計算で10円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額をお支払いいただきます。）

(2) 時間外保育料

時間外保育を利用したときは別表1に定める時間外保育料を負担していただきます。

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)、(2)のほか、保育の提供に要する実費については別表2に定める費用を負担していただきます。（お支払いについては、別途ご案内します。）

1 2 保育料等の支払

(1) 保育料の支払

保育料は保育を利用した月の末日までに、納付書払い又は口座振替により和光市にお支払いください。

ア 月の途中から保育の利用を開始したとき

保育の利用を開始した月の末日までにお支払いください。

イ 時間外保育料は、利用した月の翌月の末日までにお支払いください。

(2) 保育料未納への対応について

保護者が支払うべき保育料の全部又は一部を指定された納期までに支払わないときは、和光市が支払の督促を行い、督促してもなお支払われないときは、和光市が子ども・子育て支援法附則第6条の規定に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分します。

1 3 食材料費について

3歳以上児の食材料費の徴収については口座振替をお願いします。

1 4 利用の終了に関する事項

当園は園児が満6歳に達した日が属する年度の3月31日をもって保育の提供を終了します。

ただし、園児又は保護者が次の事由に該当する場合には、保育の提供を終了するものとします。

(1) 園児又は保護者が「和光市保育の必要性の認定に関する条例」に定める保育の必要性の基準に該当しなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

15 嘱託医（連携医療機関）

当園の嘱託医（連携医療機関）は次のとおりです。

(1) 内科、整形外科

医療機関の名称	富澤整形外科・内科
所在地	和光市白子2-15-66
電話番号	048-468-3456

(2) 歯科

医療機関の名称	相田歯科医院
所在地	和光市南1-1-59
電話番号	048-462-0220

16 緊急連絡先及びかかりつけ医等の報告

保育の提供中に園児の疾病や怪我等により緊急対応の必要が生じたときは、保護者があらかじめ指定する医療機関及び緊急連絡先等に速やかに連絡を行いますので、保護者は当園に緊急連絡先及びかかりつけ医等を報告してください。

17 損害賠償

当園の責に帰すべき事由により、園児の生命、身体又は財産に損害を及ぼしたときは、保護者に対する損害賠償に充てるため、和光市が保険に加入しています。

(1) 賠償責任保険

身体賠償 1事故 15億円 1人 1億5千万円
財物物賠 1事故 2千万円

(2) 保障保険

死亡 100万円 後遺障害 4万円～100万円
入院1日 1万円～15万円 通院1日 1万円～6万円（入院・通院日数による）

18 個人情報の取扱

(1) 当園の守秘義務

当園は和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営並びに特定子ども・子育て支援施設等に関する基準を定める条例（以下「市基準条例」といいます。）の規定及び当園が定める運営規程に従い、個人情報を適切に取扱うものとし、保育を提供する上で知り得た園児及び家族等の秘密を第三者に漏らしません。

(2) 保護者による個人情報使用に関する同意

市基準条例の定めに従い、園児に係る他制度のサービス提供事業者との連携を図るなど正当な理由があるときは、事業者は保護者に対して事前に文書で個人情報使用に関する同意を得た上で、園児及び保護者等の個人情報をを用いることができるものとなります。

19 苦情等に関する相談窓口

当園では、市基準条例の規定に基づき、保育サービスの提供に関する苦情等に係る窓口を設置しています。

20 非常災害時の対応

非常時の対応	災害時の連絡手段として、「災害伝言ダイヤル 171」及び「メール配信システム・オクレンジャー」を利用します。 災害時の引渡を円滑に行うため、「災害時引き渡しカード」を提出していただきます。
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、月1回以上実施します。 8月に、保護者への引渡引取訓練を実施します。
防犯訓練	不審者対応などの訓練は、年3回実施します。

※その他、園児向けに安全教室を実施しています。

21 虐待の防止に関する事項

(1) 虐待等の禁止

当園は市基準条例の規定に基づく当園の運営規程に従い、園児に対していかなる場合であっても、差別的取扱や虐待は行いません。

(2) 児童虐待の通告等

当園は保育の提供中に児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他の虐待を受けたと思われる園児（児童）を発見したときは、速やかに和光市に通告し、必要な協力を行います。

22 その他の留意事項

(1) 入園手続

ア 保護者は当園において保育を利用しようとするときは、当園が指定する書類等を提出するものとします。

イ 保護者は前項に基づく入園手続に当たり、医療機関にて健康診断を受診した園児の診断書を当園へ提出します。（0歳児のみ）

ウ 前項の入園前健康診断等の入園手続に係る必要な費用は保護者が負担するものとします。（0歳児のみ）

エ 当園は入園手続に必要な書類の不備及び不明な点等がある場合は、関係機関等に確認（照会）を行います。

(2) 事業所への告知

保育を実施する上で特に配慮を必要とするときは、保護者は園児の生育歴、家庭環境、健康状態等、保育上必要な事項を当園に対して事前に告知してください。

(3) 事業所が保育を行わないとき

当園では園児が次のいずれかの事由に該当するときは、その園児の保育を行わないことがあります。

ア 園児が伝染性の疾病に罹患し、他の乳幼児に伝染するおそれがあるとき。

イ 園児が病気や怪我等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき。

ウ 災害の発生、又は発生のおそれがあり、危険が想定される時。

(4) 不正行為への対応

当園では保護者が偽り、その他の不正な行為によって、施設型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは遅滞なく、意見を付して和光市に通知します。

これにより、状況調査に基づき、保育の必要性の認定が受けられず、保育を提供することができなくなる場合があります。

別表1

○時間外保育料

保育標準時間認定・・・18時以降20時まで

保育短時間認定・・・7時から8時30分まで及び16時30分以降

年 齢	30分ごとの保育料	1か月の上限(保育短時間認定の方のみ) 7:00~8:30、16:30~18:00の利用に限る
0歳児	150円	700円
1・2歳児	120円	700円
3歳児	80円	540円
4歳児以上	80円	470円

※ 保育短時間認定の方で1か月の上限を超えた場合においても、18時以降の利用があった場合は30分ごとの料金が加算されます。

別表2

○特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（実費分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
食材料費	3歳～5歳児の給食、おやつの実費負担分	7,500円/月
災害共済保険料	健康保険診療の医療費総額の4割を給付	240円/年
行事費	野菜収穫体験参加費、遠足のバス代など	実 費
帽子代	園共通のカラー帽子	たれなし590円/たれ付930円
連絡ノート	子どもの様子など、保護者との連絡用	0歳児260円 1・2歳児260円
写真収録CD	希望者のみ販売	50円/枚

※ 食材料費については、口座引き落としを実施しますので登録の手続きが必要となります。

※ 当園は、上記費用を集金袋にて集金し、領収印を押印して領収書に代えます。

※ 予告なく代金に変更される場合があります。

○緊急連絡先

緊急カードに記載をお願いいたします。

○かかりつけ医等

健康の記録に記載をお願いいたします。

○災害時引き渡し

災害時引き渡しカードに記載をお願いいたします。

当園において保育の提供を開始するに当たり、保護者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

令和2年 月 日

所在地 和光市白子3-29-10
事業所 名称 和光市しらこ保育園
説明者 園長 伊藤 みどり 印 _____

私は、本書面に基づいてしらこ保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意します。

また、本書面に定められた事項を遵守することを誓約します。

令和 年 月 日

保護者住所 _____
保護者氏名 _____ 印 (園児との続柄)
園児氏名 _____